

# 自転車で安全に出掛けよう

2026年4月1日から、自転車の交通反則通告制度（いわゆる青切符）が導入されることをご存じですか。自転車の交通違反に反則金が科されるので、交通ルールをしっかりと頭に入れて、安全運転を心掛けましょう。

西久保公園の桜を見に出発！



青切符

青切符対象行為。反則金を期限内に納めれば刑事手続きの対象とならない。（本文中の青字下線部分）

赤切符

重大な違反で、刑事手続きの対象となりうる行為。（本文中の赤字下線部分）

「私」を守る、ヘルメットを着用しよう



自転車の死亡事故では頭部に致命傷を負うことが多く（約6割）、ヘルメット非着用時の致死率は着用時の約2.3倍に上ります。ヘルメットを購入する際は、SGマークなどの安全性を示すマーク付きのものがオススメです。市が開催する自転車安全利用講習会を受講すれば、2000円分のヘルメット購入費用の助成が受けられます。



ヘルメット助成はこちら



## 安全ルールクイズ

Q. スマートフォンで地図を見ながら自転車を運転してもOK？

A. 運転中のスマートフォン使用は禁止です。スマホを手に持って地図を確認するのはもちろん、スマホホルダーを使って画面を注視しながら運転するのもNG。通話も含め「ながらスマホ」によって歩行者の通行を妨げたり、事故を起こすなどの危険を生じさせた場合は赤切符の対象にもなります。安全な場所に停止してスマートフォンを使用しましょう。



## みんなの安全を守る！ 自転車の「通り道」

自転車、歩行者、自動車が共に安全・快適に通行できるよう整備された自転車の通行部分です。



### 車道混在

自転車と自動車が車道内で混在する道路。自転車が通行する位置を路面表示で示しています。



### 自転車専用通行帯

車道の左側に設けられた自転車専用の通行帯。自転車は左側の通行帯を走らなければいけません。



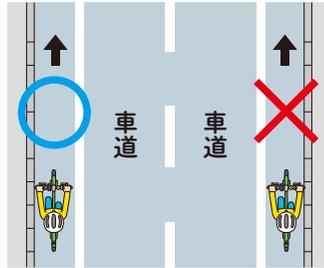
### 自転車道

歩道や車道を柵などで区切った自転車専用の道路の部分。自転車専用の標識があります。自転車は双方向に通行することができます。



### 自転車歩行者道

自転車と歩行者が通行できる部分を植樹や色分け塗装などで分けた道路。このような道路はあくまで歩道なので、通行する場合は徐行が原則です。



## 自転車は「車両」。 ルールを守って通行しよう

歩道と車道に分かれている道では、自転車は原則として車道の左側を通行します。車道の右側を通行することは**車道の逆走**に当たります。重大事故につながる危険があるので絶対にやめましょう。

青切符  
2

## 歩道の通行は例外！

13歳未満の子どもや70歳以上の方、身体の不自由な方のほか、道路工事で車道の左側を通行できない場合などは、自転車でも歩道を通行できます。ただし、歩道では車道寄りを徐行（いつでも止まれる速度で通行）し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければいけません。**徐行しなければ違反**になります。



歩行者に迷惑がかかるときは押し歩きを！

青切符  
3

## 信号を守ろう

車道を通行している時は車両用の信号に、歩道を通行している時は歩行者用の信号に従うのが原則。

**信号無視**は大変危険です。例えば、車道を通行する自転車が横断歩道を横切る時に赤信号で止まらないと、歩行者と接触事故を起こすリスクがあります。

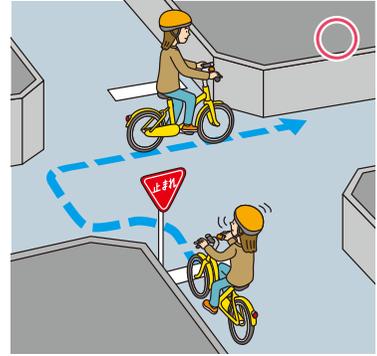


青切符  
4



## 信号機がない交差点では一時停止と安全確認

一時停止の標識・標示のある場所では必ず停止線の手前で一時停止し、左右の安全を確認してから通行します。標識・標示のない場所でも、狭い道路から広い道に出る場合や見通しの悪い曲がり角などでは一時停止しましょう。



## 一時停止を怠ると 出会い頭の事故に!?

5 青切符

市内で起きた自転車事故の約3割は、交差点などでの出会い頭に発生しています。一時停止の標識・標示のあるなしにかかわらず、交差点では前後左右の安全を確かめて、右折する場合は二段階右折をしましょう。

## 6 青切符 天気が悪い時の 自転車のルールは?

**傘差し運転**は、ハンドル・ブレーキの操作が難しくなったり、視野を妨げたりするため、重大な事故に発展するリスクがあります。天気が悪い時には自転車に乗らないのが一番。どうしても乗る必要がある場合はレインコートを着用しましょう。



## 安全ルールクイズ

### Q. イヤホンをしながら自転車を運転してもOK?

**A.** **大音量でイヤホンを使用**していると、迫ってくる車の音など、道路を通行する際に気をつけたい音や声が聞こえにくくなってしまいます。自転車に乗る時は、周囲の音に反応できる状態にしておきましょう。



## これが基本! 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止  
を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車を運転する際の5つの基本ルールを覚えておきましょう。自分も周囲も交通事故に遭わないように、危険な運転を避けて正しく自転車に乗りましょう。

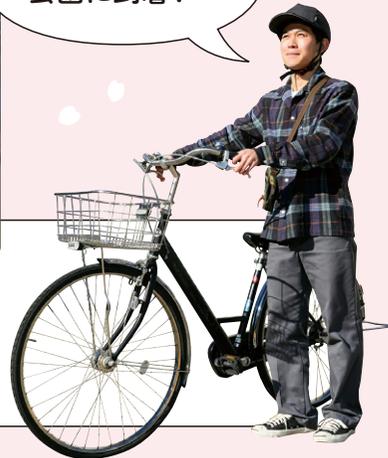
Q. 友達と会って一緒に自転車走行してもOK？



A. 友達と二人乗りをしたり、友達の自転車と横に並んで通行するのはやめましょう。二人乗りはブレーキの利きが悪くなったり、バランスを崩して転倒したりするリスクがあります。また、並んでの通行は自動車や歩行者の通行を妨げる可能性があります。



目的地の西久保公園に到着！



西久保公園の北側には駐輪場が設置されています。自転車を停める場合は、決められた場所に置くように気を付けましょう。鍵をしっかり掛けることも忘れずに。

帰り道でも気を付けて！



夜間に無灯火で自転車に乗るのは危険な行為です。自転車や歩行者に対して、自分の存在を知らせるためにも必ずライトを点けましょう。



酒酔い運転・酒気帯び運転は自転車でも赤切符（刑事処分）の対象。飲酒した場合は自転車の運転はやめましょう。

# 悪質・危険な違反が

# 青切符の対象です

青切符

青切符

「交通反則通告制度」、いわゆる「青切符」制度の対象となる行為は100種類以上。反則金額は原付バイクでの違反と同等です。運転免許の有無は関係なく、16歳以上で自転車に乗るすべての人が対象なので気を付けましょう。



人気漫画『怪しいおまわりさん』とのコラボポスターにも注目

主な反則行為	反則金額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話使用等（保持）：いわゆる「ながらスマホ」<b>①</b></li> </ul>	1万2000円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号無視：信号を守らない<b>④</b> ※</li> <li>・通行区分違反：車道の逆走（右側通行）など<b>②</b></li> <li>・交差点安全進行義務違反：交差点進入時に、他の車両や歩行者に注意して安全な速度と方法で進行しないなど<b>④</b></li> <li>・安全運転義務違反：手放し運転やいわゆる「ウイリー走行」など</li> </ul>	6000円 ※点滅信号を無視した場合は5000円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行禁止違反：自転車の通行が禁止されている道路を通行</li> <li>・優先道路通行車妨害等：優先道路を通行する車両を妨害するなど</li> <li>・指定場所一時不停止等：一時停止標識や標示のある場所での一時不停止<b>⑤</b></li> <li>・無灯火：夜間にライトを点けない<b>⑩</b></li> <li>・乗車積載方法違反：過積載など</li> <li>・自転車制動装置不良：前後輪ともにブレーキを装備していないなど</li> <li>・公安委員会遵守事項違反：周囲の音が聞こえない状況での運転や傘差し運転など<b>⑥⑦</b></li> </ul>	5000円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道徐行等義務違反：歩道で徐行しない<b>③</b></li> <li>・並進禁止違反：横並びで通行する<b>⑨</b></li> <li>・交差点右左折方法違反：信号交差点で二段階右折しないなど<b>⑤</b></li> <li>・軽車両乗車積載制限違反：二人乗りなど<b>⑧</b></li> <li>・警音器使用制限違反：むやみにベルを鳴らす</li> </ul>	3000円

赤切符

こんな場合は赤切符に！

赤切符

酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転、交通の危険を伴う携帯電話の使用など、重大な違反とみなされる行為の場合は刑事手続きの対象となります。

命を守るため、自転車は安全に利用しましょう

青切符制度について詳しくはこちら



警察庁ホームページ「自転車の新しい制度」

交通ルールを正しく知りたい場合はこちら



市ホームページ「自転車安全利用講習会」